

## 平成30年度第1回東京都工事等成績評定苦情審査委員会議事概要

1 開催日 平成30年5月23日(水)

2 場所 東京都庁第一本庁舎16階 S6特別会議室

### 3 出席委員

委員長	一色 奈保	弁護士法人エルティ総合法律事務所弁護士
委員 (委員長職務代理)	遠藤 和義	工学院大学建築学部建築学科教授
委員	桑野 玲子	東京大学生産技術研究所 都市基盤安全工学国際研究所センター教授
	佐野 克彦	公益財団法人東京都公園協会理事長
	西村 好文	一般財団法人 建設業振興基金理事

### 4 議案

#### (1) 苦情申立て議案等

- ・東京都水道局発注水道施設工事に関する苦情申立て
- ・苦情申立者 東京都建設工事等競争入札参加資格者（受注者）
- ・苦情申立先 東京都水道局長（契約担当者等）

#### (2) 経過

平成29年	9月21日	工事完了
	11月6日	受注者より苦情申立書を受理
平成30年	1月18日	水道局工事等成績評定苦情審査委員会開催
	2月22日	水道局工事等成績評定苦情審査委員会第2回開催
	3月26日	受注者より再苦情申立書を受理
	5月23日	平成30年度第1回東京都工事等成績評定苦情審査委員会開催

#### (3) 苦情申立内容

- ・工事成績評定項目別評定表（基本的な技術力と成果の評価）のうち対外調整の評価
- ・同（技術力の発揮）及び同（創意工夫と熱意）の評価

## 5 審査及び意見の取りまとめ

### (1) 全体意見

・今回、苦情申立者が行った東京都水道局の工事成績評定結果に対する再苦情申立てについて、東京都工事等成績評定苦情審査委員会において、再苦情申立書、契約担当者等の見解書、陳述された意見及び質疑に対する応答を総合的に審理した結果、当該工事の工事成績評定は適正に行われており、苦情申立者の主張を認めるに足りる心証は得られなかった。

よって、本件申立ては、正当な理由があるものとは認められないと判断する。

### (2) 付帯意見

・水道局工事等成績評定苦情審査委員会は、苦情申立者の苦情申立て事項全てについて審査したにもかかわらず、意見書において再評価すべき項目しか記載していない。

また、水道局は苦情申立者に対する回答書で、再評価する項目しか記載していない。

水道局としては必要な説明は口頭で行ったとの申述があったが、口頭説明の後に当該内容を記載した文書を交付するなどは行われていない。

このことが苦情申立者にとって、審査が適切に行われなかったのではないかとの疑念を抱かせたことは、まことに遺憾なことである。今後の局の委員会運営にあたっては、苦情申立者の意図を汲み取り、十分な説明責任を果たすべく、苦情申立て事項全てについて適切に回答すべきである。

・上記内容を踏まえた対応を行うためにも、苦情申立ての内容によっては苦情申立者の意見を聴取するなど、十分な審議を行う仕組みを検討すべきである。

### (3) 東京都財務局長への意見の具申

・今般、苦情申立者は、水道局からの回答に対し、説明が十分でないことを感じていたが、再苦情の期限が迫っていたことを危惧し、再苦情申請を優先したとの申述があった。

このことは、受注者が評定結果の通知を受けた後、説明を求めることができる期間や苦情の申立てをすることができる期間が十分でないことに起因すると考えられる。

今後は、これらの期間について見直す必要がある。

・各局の工事等成績評定苦情審査委員会は、苦情申立ての内容によっては 苦情申立者の意見を聴取するなど、十分な審議を行うべきである。

・当該工事成績評定の通知者は、受注者から説明を求められたときに十分な説明を行っていないことが考えられる。

今後は工事内容を熟知している通知者が評定結果の通知時などに、根拠を示して説明するなどの運用の改善を検討すべきである。

以 上